

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、香川県三郎池土地改良区から役員
の住所の変更について次のとおり届出があった。

平成21年4月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更前 後の別	役員 の種 類	氏 名	住 所
変更前	監 事	大熊 勝	高松市林町1594番地1
変更後	監 事	大熊 勝	高松市林町2570番地3